

履 修 要 項 (博士前期課程又は修士課程)

1. 授業及び研究指導

- (1) 各研究科・専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。
- (2) 各専攻の研究指導の内容は、大学院学則第12条別表1に定めるとおりである。

2. 授業科目及び単位数

- (1) 各研究科・専攻の授業科目及び単位は、大学院学則第12条別表2に定めるところによる。
- (2) 各授業科目等の単位数は、1週2時間で1年間にわたるものは4単位とし、半期で完結するものを2単位とする。

3. 履修指導

各研究科は、新入生のためのガイダンス及びオリエンテーションを実施するので全員出席し、履修の参考とすること。

4. 履修登録

- (1) 履修しようとする授業科目は、所定の手続きによって登録しなければならない。指定の日時に登録を完了しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍の対象となる。
- (2) 博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、修了所要単位修得済みの者は、授業科目履修届の備考欄に「修士論文のみ」と明記して提出すること。
- (3) 登録締切後の履修科目の変更（追加、取消し）は、特別な事由がない限り認めない。

5. 授 業

授業は、1ヶ年の学修期間を第1学期（前期）と第2学期（後期）の2期に分け、それぞれ15週の授業が行われる。

1日の授業は7つの時間帯（時限）で行われ、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を考慮し、夜間及び土曜日において職業を有する学生に配慮した授業も開講している。

また、受講生の都合を考慮して、対面授業と遠隔授業を併用したハイブリッド型授業を行うこともある。

[月～土曜日]

| 時限 | 第1時限目 | 礼拝時間 | 第2時限目 | 第3時限目 | 第4時限目 | 第5時限目 | 第6時限目 | 第7時限目 |
|----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 時間 | 8:45～ 10:15 | 10:15～ 10:45 | 10:45～ 12:15 | 13:15～ 14:45 | 15:00～ 16:30 | 16:45～ 18:15 | 18:25～ 19:55 | 20:05～ 21:35 |

※土曜日は礼拝
を行いません。

夜間授業時間

6. 履修方法

- (1) 博士前期課程又は修士課程にあつては、2年以上在学し、大学院学則第12条別表2により各研究科・専攻所定の単位（必要な単位数）を修得し、かつ、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 博士前期課程又は修士課程の在学者で修士論文を提出予定の者は、指定の日程（4月下旬）に従い、指導教員の承認を得て、所定の「修士論文題目届」及び「修士論文作成指導申込書」を研究科長宛に提出しなければならない。

7. 単位の授与

- (1) 大学院は、授業科目を履修した者に対して、試験のうえ、合格した者に単位を与える。
- (2) 成績の評価は、100点満点で60点以上を合格、59点以下を不合格とする。ただし、修士論文については、合格又は不合格で表す。

履 修 要 項（博士後期課程）

1. 授業及び研究指導

- (1) 各研究科・専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。
- (2) 各専攻の研究指導の内容は、大学院学則第 12 条別表 1 に定めるとおりである。

2. 授業科目及び単位数

- (1) 各研究科・専攻の授業科目及び単位は、大学院学則第 12 条別表 2 に定めるところによる。
- (2) 各授業科目の単位数は、1 週 2 時間で 1 年間にわたるものは 4 単位とする。

3. 履修指導

各研究科は、新入生のためのガイダンス及びオリエンテーションを実施するので全員出席し、履修の参考とすること。

4. 履修登録

- (1) 履修の手続は、学事暦に従い博士前期課程又は修士課程に準じて行われる。
- (2) 博士後期課程に 3 年以上在学した者は、授業科目履修届の備考欄に「博士論文のみ」と明記して提出すること。
- (3) 博士後期課程の在学者は、指定の日程（4 月下旬）に従い、所定の「研究指導計画書」を各研究科長宛に提出しなければならない。

5. 授 業

授業時間割は、博士前期課程又は修士課程に準じて行われるが、各人の授業等は指導教員と協議のうえ展開する。

6. 履修方法

- (1) 博士後期課程にあつては、3 年以上在学し、大学院学則第 12 条別表 2 により、各研究科・専攻所定の単位（12 単位）を修得し（工学研究科を除く）、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出しなければならない。ただし、単位の修得については、平成 11 年度入学者から適用するものとする。
- (2) 博士後期課程の在学者で博士論文を提出予定の者は、指定の日程（4 月下旬）に従い、指導教員の承認を得て、所定の「博士論文題目届」及び「博士論文作成指導申込書」を研究科長宛に提出しなければならない。

7. 単位の授与

- (1) 大学院は、授業科目を履修した者に対して、試験のうえ、合格した者に単位を与える。
- (2) 成績の評価は、100 点満点で 60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。ただし、博士論文については、合格又は不合格で表す。